

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付要綱

(令和3年6月4日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の達成に向け、農地の多面的機能を確保・維持していくことが求められていることから、本市において環境保全型農業を更に推進していくため、環境にやさしい農業資材・技術の導入や利用拡大に係る経費の一部を補助する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農産物を販売する市内在住の生産者
- (2) 生産者等で組織する法人及び団体（市内に事業所等を有していること）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。
 - (1) 大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）
 - (2) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境にやさしい農業に必要な資材又は技術の導入に係る事業とし、その事業内容については、別表1に掲げるものとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるものとする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 4 第14条に基づく実績報告において、第6条第1項に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間は、交付決定日から補助事業を実施する年度の3月31日までとする。ただし、第6条第2項の規定による交付決定前着手の届出があった場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において交付し、補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条による補助金の申請は、別に定める期間内に、交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書、ホームページやカタログ等の経費を確認できる書類(いずれも写し可)
- (2) 団体にあつては団体であることを証する書類(規約、定款等)

2 緊急その他やむを得ない理由により、補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ交付決定前着手届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じて補助対象者のほ場等の実地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があつた場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書(第3号様式)又は不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 本市は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(標準処理期間)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申請が到達してから30日以内に前条第1項の決定を行うものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

(変更等の承認の申請)

第10条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更承認申請書(第5号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費の配分の変更が総事業費の5分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が5分の1以

内の減額であるもの

(補助金の概算払)

第11条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(中止又は廃止の承認の申請)

第12条 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(補助事業遂行の義務)

第13条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助事業完了後、その日から起算して30日を経過した日、又は補助事業を実施する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、事業実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 各経費の支払を証する書類(いずれも写し可)
- (2) 実績を確認できる写真等
- (3) その他市長が特に必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書(第9号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第16条 市長は、補助対象者が条例第22条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 補助事業を実施する年度の3月31日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき
 - (2) この要綱の規定に違反したとき
- 2 第12条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者が第2条に規定する交付の対象となった要件を欠くに至ったときは、本市が定める期限までに補助金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、産業観光局農林政策担当局長が別に定める。

附 則 (令和3年6月4日決定)

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助事業	事業内容	補助対象経費
環境にやさしい農業資材・技術の導入	1. 化学合成農薬削減に資する資材・技術 2. 廃プラスチック削減に資する資材・技術 3. その他市長が特に必要と認めるもの	左記の農業資材・技術の導入に係る経費 ※ 新たに導入する資材・技術又は前年度に比べて取組拡大する資材・技術に限る。 ※ 備品（原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、かつ取得単価（税込み）が50,000円以上の物品）の購入については対象外とする。

別表2 (第5条関係)

区分	補助率	補助上限額
農産物を販売する市内在住の生産者	2分の1	10万円
生産者等で組織する法人及び団体	以内	150万円

3 補助金申請額

(A) 円	$\times 1 / 2 =$	(補助金申請額) ※千円未満切り捨て 円
--	------------------	-------------------------

補助上限：団体の場合 150 万円
個人の場合 10 万円

4 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input type="checkbox"/> 見積書、ホームページやカタログ等の経費を確認できる書類（いずれも写し可） <input type="checkbox"/> 団体であることを証する書類（規約、定款等）
--	---

【注意】添付書類は必ず添付してください（団体であることを証する書類は、団体の場合のみ添付）。

5 誓約事項

私は、京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、以下の内容について誓約します。

- ・申請者は、京都市税及び京都府税の滞納はありません。
- ・申請者は、京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付要綱に定める補助対象者の要件を満たします。
- ・申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ・申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- ・同一内容で国や京都府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や京都府等への申請情報の照会に同意します。
- ・その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- ・補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認を求められた場合は速やかに提出します。なお、根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。
- ・刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査照会等の公的機関からの照会に対して、情報が共有されることに同意します。
- ・京都市が今後実施する他の補助金事業等との間で、情報が共有されることに同意します。

(記名又は署名)

法人名・団体名

代表者(職)・氏名

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付決定前着手届

年 月 日

（宛先）京都市長

住所・所在地
法人名・団体名
代表者（職）・氏名

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付決定前に補助事業に着手することを届け出ます。

なお、本件については、下記条件を了承し、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。

記

1 補助事業の概要

2 補助事業の着手及び完了予定日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助事業の事前着手理由

交付決定前着手に係る条件等

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付決定通知書

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

年 月 日付けで申請のありました京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

交付予定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。2 事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定額となります。3 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。4 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。5 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。6 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。7 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。8 その他市長等が必要と認める条件

(申請額から減額して交付した場合のみ表示)

減額理由	
教 示	<p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金不交付決定通知書

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

年 月 日付けで申請のありました京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第3項の規定により下記のとおり交付しないことを決定しましたので、通知します。

記

補助金申請額	円
不交付の理由	
教 示	<p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）京都市長

＜申請者＞

住所・所在地
 法人名・団体名
 代表者（職）・氏名

年 月 日付け京都市指令 第 号交付決定通知の補助事業の計画について、下記のとおり変更したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更後の補助事業の計画

事業計画	変更事由					
	変更内容	変更前			変更後	
	着手予定日					
	完了予定日					
	資材等導入面積 又は数量	変更前	変更後	対象品目	変更前	変更後
前年度 資材等導入面積 又は数量						

2 変更後の事業経費（消費税を抜いた金額を記載してください。）

項目	支出先(予定)	税別金額(円)
合計		(A) 円

【注意】消費税を抜いた金額を記載してください。

3 変更後の補助金申請額

(A)	円
-----	---

× 1 / 2 =

(補助金申請額) ※千円未満切り捨て	円
--------------------	---

補助上限：団体の場合 150 万円
個人の場合 10 万円

4 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input type="checkbox"/> 見積書, ホームページやカタログ等の経費を確認できる書類 (いずれも写し可)
--	---

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）京都市長

＜申請者＞

住所・所在地
法人名・団体名
代表者（職）・氏名

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた補助事業について、京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

事業内容	
交付決定額	円
受領済補助金額	円
概算払請求額	円

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）京都市長

＜申請者＞

住所・所在地
法人名・団体名
代表者（職）・氏名

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第2号の規定により申請します。

記

中止（廃止）する補助事業の内容	
中止（廃止）する理由	

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 京都市長

<申請者>

住所・所在地
 法人名・団体名
 代表者(職)・氏名

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により下記のとおり事業の実績を報告します。

記

1 補助事業の実績

事業実績	事業実績			
	着手日	年 月 日		
	完了日	年 月 日		
	資材等導入面積 又は数量		対象品目	
	前年度 資材等導入面積 又は数量			

2 事業経費（消費税を抜いた金額を記載してください。）

項目	支出先	税別金額（円）
合 計		(A) 円

【注意】消費税を抜いた金額を記載してください。

3 補助金交付請求額

(A) 円

× 1 / 2 =

(交付請求額) ※千円未満切り捨て
円

補助上限：団体の場合150万円
 個人の場合10万円

4 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input type="checkbox"/> 各経費の支払を証する書類（いずれも写し可） <input type="checkbox"/> 実績を確認できる写真等 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める資料（特に指示があった場合）
--	---

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金交付額決定通知書

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

年 月 日付け京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金に係る実績報告書について内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

つきましては、交付額に基づく請求書を提出してください。

記

交付決定通知書の年月日 及び文書番号	年 月 日 京都市指令 第 号
申請者の住所・所在地	
申請者の名称及び代表者名	
交付額	円